

# 大学は、どのように設置されるのか！？

## 大学設置認可制度の Q & A

旺文社 教育情報センター 17年1月

大学の設置認可制度については、平成3年の設置基準の大綱化・自由化を経て、「事前規制」から“事後チェック”へ”という規制改革（14年中教審答申；16年度より施行）の下で大幅な弾力化が図られている。

一方、「高等教育の質の保証」の観点から、「設置認可の重要性と的確な運用」（中教審大学分科会『我が国の高等教育の将来像』16年12月中間報告）に関しても強調されている。

以下に、大学設置をめぐる制度や実態、文部科学省の基本的な見解などについて同省の資料などを基に、その概要を紹介する。

**Q 1** : 大学の設置認可制度は、何のために設けられているのか。

＝ 世界に通用する「大学の質」保証と、「学生の利益」確保

**A 1**

学術研究や高度の人材養成を中核的に行う組織として、「大学」という概ね世界共通の概念に基づいた自律的な教育研究機関が設けられている。日本での高等教育機関としては、大学(短大)以外にも、高等専門学校、専門学校等があり、多様な展開をしている。

大学の設置認可制度は、様々な教育研究機関のうち、「グローバル・スタンダード」ともいべき大学に当てはまるものを、公的に認定しようとするものである。認定に当たっては、国際的に通用する学位を授与する機関として、それにふさわしい「仕組み」や「質」を有していることを担保することが不可欠である。また、学生が安心して学びの場を選択できるようにするためにも、一定の「質」を有していることを公的に担保する必要がある。

このような観点から、大学が最低限満たすべき基準として「大学設置基準」等を設け、それに基づき、公・私立大学の設置廃止等について、文部科学大臣が認可を行っている（学校教育法第4条）。具体的には、基準に照らして、教育課程や教員組織、施設・設備、財産状況などを審査し、問題がなければ認可することになる。

なお、「大学の質」をめぐるっては、その低下が懸念されており、高等教育の将来像を審議している中教審大学分科会では、設置認可の重要性と的確な運用を強調している。

**Q 2** : 「大学設置・学校法人審議会」とは何か。“質の保証”にどう役立っているのか。

＝ 新設大学に必要な“質”を専門家が組織的にチェックする審議会

**A 2**

大学の教育研究活動は、専門的で高度なため、大学関係者などを中心とする専門家の知識・経験を結集し、慎重かつ公正な審査を行った上で“認可”、“不認可”の判定がなされる。文部科学大臣は、大学の設置の認可を行う場合、「大学設置・学校法人審議会」に諮問

しなければならない（学校教育法第 60 条の 2）

大学設置・学校法人審議会は、教育研究に関することを審査する「大学設置分科会」と、財産・管理運営体制に関することを審査する「学校法人分科会」から組織されている。大学設置分科会には、具体的な審査を行い、認可の可否の判定案を作成する「審査会」があり、さらに、学問分野別に専門的な見地から教育課程や個々の教員の適格性を審査する「専門委員会」が置かれている。

特に、教員審査に重きが置かれている。「大学の質」の維持・向上のためには、学生と触れ合い、その教育に当たるとともに、学問の研究を担う個々の教員の資質が極めて重要だとしている。研究者養成を行う大学院においては、それぞれの専門分野ごとに、学位論文の作成等の研究指導を行い得る教員が必須だ。審議会では、各教員の担当科目の内容に照らして、博士・修士等の学位、研究論文等の実績、大学での教育経験、あるいは、実務の様々な業績などを総合的に考慮して適格性を判断するという。

これらの会議及び学校法人分科会においては、総勢約 400 名の専門家が、委員・特別委員・専門委員として、審査に携わっている。こうした多くの専門家が、申請書に基づき、教育課程や教員組織、施設・設備、財産状況などを審査した結果、それらが大学設置基準等の要件を充たし、その上で、申請された大学が掲げる教育や研究の目的を実現できる仕組みが整っていると判断した場合は、文部科学大臣に対して、当該大学の設置を認可することが適当である旨の答申がなされる。逆に、基準に定められている必要な教員の数を満たしていなかったり、大学の掲げる目的を到底実現できないような教育課程等である場合には、認可しないことが適当である旨の答申がなされる。

文部科学大臣が審議会答申を受けて“認可”し、一定の「質」を有する新大学が誕生する。

#### < 審査の観点の例 >

大学の設置の趣旨・目的に照らして、大学・学部・学科の名称は適切か。  
教育目的の達成のために必要な科目が開設され、体系的に教育課程が編成されているか。  
学生数に対応した専任教員の数や校地・校舎の面積が確保されているか。  
担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているか。  
教育研究費、教員研究室や図書館など、教育研究を行う環境が整備されているか。  
自己点検・評価、外部への情報提供、教員の組織的な資質向上の取組（FD）の実施体制が整備されているか。  
学部の種類や定員規模に応じた設置経費が計上されているか。  
設置経費等の財源が自己資金として保有されているか。  
大学等の設置にふさわしい管理運営体制が整備されているか。  
完成年度における収支バランスが保たれているか。  
負債率や負債償還率が基準値を下回っているか。

### Q 3 : 設置審査の流れは、どうなっているのか。

— 書類・面接・実地の審査を通じ、大学との“対話”を実施

### A 3

文部科学大臣は、申請を受けると速やかに大学設置・学校法人審議会に諮問し、具体的な審査に入る。審査のスケジュールや手順については、申請の種類によって異なるが、概ね、

設置構想の審査、教育課程や教員の専門的審査、学校法人としての適格性、財務計画及び設置計画の審査、申請者への中間意見の伝達と申請内容の補正、認可の可否の判定・答申、といった流れになる。

審査の一般的な方法としては、申請書に基づく書類審査の他、学長等との面接審査、施設・設備等の実地審査がある。

また、答申にあたっては、認可する場合でも必要に応じて「留意事項」(大学の主体的な改善を求める事項)を付すことがあり、不認可の場合は、必ずその理由が示される。

設置審査は、書類のみによる一方向の審査ではなく、申請者に意見・質問を伝え、適切な対応(例えば教育課程等に関するさらに詳しい説明や、カリキュラムの充実、教員の補充など)を求めるというプロセスを取り入れているという。設置審査は、単に学校教育法や大学設置基準等への適合性を判定するのみでなく、審議会と申請者との“対話”を通じて、よりよい大学づくりを支援していく機能を果たしているとしている。

#### 審査スケジュール(概要)

	申請区分	申請期限	認可(注)
1	大学、短期大学、高等専門学校を設置(大学院大学を除く。)	開設前年度の4月末	11月
2	大学院大学の設置 専門職大学院の設置	6月末	11月
3	大学の学部、学科(公立の学部の学科は届出) 短期大学、高等専門学校の学科の設置 大学院、研究科、専攻の設置、課程の変更 に係る通信教育の開設 〔上記 ~ のうち、学位の種類及び分野を大きく変更しない で、かつ、収容定員の総数の増加を伴わないものの設置届出〕	6月末又は9月末  12月末まで適宜	11月又は 1月
4	学校単位の収容定員増(公立は届出)  (上記以外の収容定員の変更)	4月末又は7月末又 は9月末 12月末まで適宜)	7月又は 9月又は 11月

(注) 必要な場合は開設前年度の末日まで審査を行うことが可能

#### 大学新設の審査スケジュール

(開設前年度)												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請 (4/末)	質問 分科会	審査会 : 構想審査 : 面接審査 : 構想審査	構想審査意見伝達	追加書類提出 (7/末)	専門委 : 教育課程 : 教員組織	審査委 : 書類審査	意見伝達	審査会 : 実地審査	補正書類提出	専門委 : 補正 審査会 : 判定案	運営委 : 判定案調整	認可 (11/末) 分科会 : 判定 答申

**Q 4** : 設置審査の内容を知ることができるのか。

—— 原則として、審査終了後は情報公開の対象

**A 4**

設置審査は、認可の適否を判断するための作業で、公正さが厳しく求められる。さらに、その内容は特定の大学の利害に関わる事柄でもある。

このため、審査の過程では、申請書の具体的な内容やそれに対する審議会での意見については、非公表となっている。また、審議会の構成員については、大学設置分科会、学校法人分科会、審査会のメンバーは公表（文部科学省の HP に掲載）されるが、個々の審査案件を担当する委員等の内訳や、個々の教員の適格性の判定を行う専門委員会のメンバーについては非公表である。

しかし、審査の終結した翌年度においては、これらの非公表の情報についても、原則として情報公開の対象となる。審査過程で、どのような意見が審議会から申請者に対して示され、それに対してどのような対応がなされたかということも知ることができる。このように、設置審査の透明性についても、プライバシーの保護に留意した上で、必要な配慮を行った取り扱いがなされているという。

**Q 5** : 設置審査は、大学関係者だけで行っているのか。

—— 産業界の有識者なども参加

**A 5**

審議会の委員の任命については、全体の 2 割以上を目処に産業界など大学以外の分野から登用しているという。また、個々の申請内容に応じて、必要な場合は、例えば、企業関係者、弁護士、公認会計士など、実務経験を有する者を専門委員とするなど、審査体制の充実も図っているという。

一方、教育研究活動は、専門的で高度なものであり、申請内容が大学にふさわしい水準にあるかどうかを判断する中心的な役割は、大学関係者が担うことが必要だ。こうした「ピア・レビュー」(peer review ; 高度で専門的な知識をもつ同業者や同僚<ピア>が、評価や審査、検査等<レビュー>を行う)は、大学の“質”保証の考え方として世界共通である。

多様化する大学の設置審査を適切に行うためには、大学関係者を中心としつつ、必要に応じて機動的かつ柔軟にその知見を補完するような審査体制が大切だという。

なお、16 年度からは、専門職大学院等について、個々の申請内容に応じて、産業界の識者等を「参考人」として委嘱しているという。

**Q 6** : 設置の基準や審査の弾力化で、社会の新しいニーズにどう応えているのか。

—— 社会の変化に対応した新しい多様な学部が、盛んに誕生

**A 6**

個性豊かで多様な大学が発展していくには、社会の変化に対応して、大学の新設や学部・

学科等の組織づくりが柔軟に行えることがポイントだ。また、大学の“質”保証の仕組みについても、“事前規制”から“事後チェック”へ」という規制改革が図られている。このため、大学等の設置基準や設置認可制度は、大幅に弾力化されてきている。

大学設置基準については、例えば、教員の資格に関して、学術的な研究業績を全く持たない実務家でも、専攻分野の知識及び経験に応じて教授等になることが認められている（専門職大学院については、全教員の3割以上が実務家であることが必要）。校地面積基準も大幅に緩和され、学部の種類の例示に関する規定は撤廃された。また、教育課程の編成や専任教員数等に関する規定も弾力化されている。

大学の設置認可制度に関しては、原則として大学の新增設等を認めないこととしてきた「抑制方針」を撤廃した（医師の養成等の一部の分野を除く）。また、設置審査の期間の短縮化が図られ、大学新設の場合はほぼ半分（約15ヶ月→約7ヶ月）となり、既存の教員組織等を基にする統合などで特に問題がない場合は、約3ヶ月で認可を行う特例も設けられた。さらに、学部等の設置で一定の条件を満たせば、認可を要せず、「届出による設置」を可能とする制度が新たに導入された。

このような一連の取組により、大学の 신설及び組織改編は大きく促進されているという。

例えば、学部や研究科の名称（14年度）について見ると、過去15年の間で従来にない新たな名称を付されたものが7割以上を占めるという。また、学位に付記される専攻分野の名称も4年度以降多様化しつつあり、複合分野とするものが増えているという。なお、新たな名称の中では「文化」、「情報」、「環境」、「福祉」、「国際」等の語が多く用いられている傾向が見られるという。届出制の導入によって組織改編の件数も倍増しており、こうした動きからも、社会の変化に対応していこうとする大学の姿が伺える。

#### <最近の大学設置基準、設置認可の弾力化・簡素化の例>

##### 【大学設置基準】

校地面積基準について、学生1人あたり10㎡で計算することとし、「校舎面積基準の3倍」としていた基準を撤廃

学部の種類について、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃

教育課程に関する規定について、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目等の分類を撤廃

専任教員数について、兼任（非専任）の教員の合計数を全教員数の2分の1以下としていた規定を撤廃、等

##### 【設置認可制度】

審査期間の短縮

- ・大学設置：（約15ヶ月）8ヶ月→7ヶ月
- ・学部等設置：（約15ヶ月）8ヶ月→5ヶ月
- ・大学院等設置：6ヶ月→5ヶ月

大学、学部の設置等で、審議会で問題がないと判断された案件について審査期間を短縮（早期認可/通常8ヶ月→3ヶ月）

校地・校舎の自己所有要件を緩和（一定条件の下、借用でも可とする）

大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科等の設置のうち、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについて届出化、等

< 多様化する学部・学位の名称の例 >

学部の名称

人間文化学部 / コミュニティ福祉学部 / 国際社会学部 / ネットワーク情報学部 / 光科学部 / 環境創造学部 / 医用工学部 / 生物産業学部 / メディア造形学部 / 児童学部 / 21 世紀アジア学部 / 観光学部 / 不動産学部 / 事業構想学部 / 等

\* 過去 15 年間に新たに付された名称の状況 (昭和 63 年度 ~ 平成 14 年度)

学位の名称

「文化」; 芸術文化学 / 比較文化学 / 生活福祉文化 / 等

「情報」; 情報メディア学 / 情報アーキテクチャ学 / 企業情報学 / 等

「環境」; 環境共生学 / 環境政策 / 医療福祉環境デザイン学 / 等

「福祉」; 福祉社会学 / 医療福祉マネジメント学 / 教育福祉学 / 等

「国際」; 国際交流学 / 国際協力学 / 国際食料情報学 / 等

**Q 7**: 大学の新しい組織づくりの 1 つ、「届出制」とはどんな制度か。その運用結果は。

—— 「届出制」の導入により、大学の組織改編の件数は倍増

**A 7**

これまで、大学等を設置する場合は、全ての案件について「認可」が必要であった。しかし、学問の進展や社会の変化等に対応した、より機動的で弾力的な組織改編を可能とするため、学部・学科等の設置に当たって、学問分野を大きく変更しないものは、認可を必要とせず、文部科学大臣への届出だけで足りることとした(平成 16 年度開設のものから適用)。一方で、認可事項は必要最低限のものに限定し、一律に認可を必要とする事項は、大学そのものの設置・廃止、設置者の変更のみとなった。

届出による設置が可能かどうかの基準は、学問体系が確立した 17 分野を示し、学位の種類・分野に変更がなければ、届出で足りることとした。また、これらの 17 分野に属さない学際融合分野の学部等を設置する場合でも、一定条件の下に届出による設置を可能とする取扱いをしてる。

この届出制の導入により、組織改編の件数は倍増(例年 200 件前後 平成 16 年度開設 374 件; 図 1 参照)。また、組織改編件数の約半分を届出によるものが占め、学科等のレベルでは約 8 割が届出によるという。

このように、届出制の導入で時代の要請に対応した教育研究体制づくりが大きく促進されたが、その反面、「大学の質保証」の観点から、安易な組織改編などを懸念する指摘もある。

< 学問体系の確立 - 17 分野 >

文学 / 教育学・保育学 / 法学 / 経済学 / 社会学・社会福祉学 / 理学 / 工学 / 農学 / 獣医学 / 医学 / 歯学 / 薬学 / 家政 / 美術 / 音楽 / 体育 / 保健衛生学

\* 学士、修士及び博士の学位の分野

## 大学等の認可・届出事項

事 項		改正前	改正後(16年度開設以降)
学校(+大学院)の設置・廃止		認 可	認 可
設置者の変更		認 可	認 可
学部, 研究科, 短大学科の設置		認 可	届出 / 認可
学部, 研究科, 短大学科の廃止		認 可	届 出
学科等の設置	公立 学部の学科の設置	届 出	届出 / 認可
	私立 研究科の専攻の設置	認 可	
	専攻の課程の変更(修博など)	認 可	
	通信教育の開設	認 可	
学科等の廃止	公立 学部の学科の廃止	届 出	届 出
	私立 研究科の専攻の廃止	認 可	
	通信教育の廃止	届 出	
収容定員の変更	公立	届 出	届 出
	私立	認 可	届出 / 認可

注)「届出/認可」については、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴う場合と、大学全体での収容定員が増加する場合に「認可」となる。

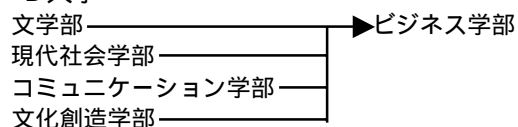
### <「届出」のイメージ例>

同一の学位を授与する昼間・夜間それぞれの学部を昼夜開講制の一つの学部へ改組する場合。  
 経済学部の中に経済学科と経営学科とがあり、経営学科を改組して経営学部を新設する場合。  
 工学部の中に情報関連の学科があり、これらを独立させて情報工学部を新設する場合。  
 理学研究科と工学研究科を統合して、理工学研究科を新設する場合。  
 既存のいくつかの学部(文系・理系等)から、学際的な新学部(文理融合)を創設する際、設置基準で定められる新学部の教員数の1/2以上が、既存学部からの教員で占められる場合。

\* < A大学 >



\* < B大学 >



### <「認可」のイメージ例>

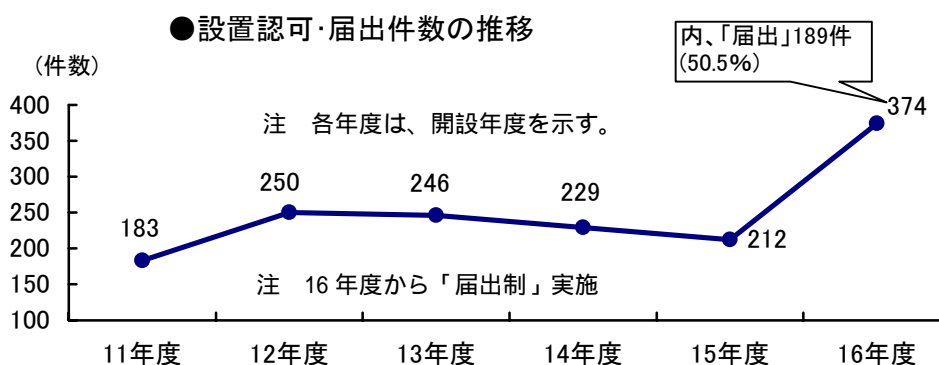
医学部の中に既設の医学科とは別に看護学科を新設する場合。(看護学部設置も同様)  
 既設大学に新たに「法科大学院」の課程を設置する場合。(研究科、専攻を問わず)

### 設置許可・届出の件数の推移

		11年度 開設件数	12年度 開設件数	13年度 開設件数	14年度 開設件数	15年度 開設件数	16年度 開設件数
私 立	大学・短大	73	157	139	146	111	186(136)
	大学院	89	69	85	66	77	164(48)
	小 計	162	226	224	212	188	350(184)
公 立	大学・短大	11	7	4	1	5	6(1)
	大学院	10	17	18	16	19	18(4)
	小 計	21	24	22	17	24	24(5)
合 計	大学・短大	84	164	143	147	116	192(137)
	大学院	99	86	103	82	96	182(52)
	合 計	183	250	246	229	212	374(189)

注) ( )内は、15年度の制度改正で可能となった「届出」による件数で、合計189件は全体の50.5%。

(図1)



**Q 8** : 新設大学の「事後チェック」は、どのように行われているのか。

—— 新規導入の“第三者評価制度”が、「事後チェック」の要

**A 8**

大学の設置認可後、文部科学省は、原則として最初の卒業生を送り出す年度（完成年度）までの間、当該大学の年次計画が確実に履行されているかを調査し、必要に応じて指導・助言を行う（「年次計画履行状況調査」及び「大学等設置に係る寄附行為変更認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」、通称「アフターケア」）。

この「アフターケア」では、設置認可時の「留意事項」への対応状況、学生の入学状況、授業科目の開設状況、教員の就任状況、施設・設備の整備状況、学校法人の管理運営状況などについて書類による報告を求め、必要に応じて審議会委員が面接や実地調査を実施する。その際、在学生の意見を聴くなどの調査も行う。「アフターケア」の結果、必要に応じて「留意事項」が通知され、大学の主体的な改善が求められる。

その後は、基本的には大学自身による「自己点検・評価」とそれに基づく主体的な改善の努力に委ねられることになるが、16年度からは、新たに次のような“第三者評価制度”が導入されている。



### 第三者評価制度 - 認証評価機関

16年4月から、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(=認証評価機関)による評価(=認証評価)を受けることになった。大学・短大等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価は“7年以内ごと”に、専門職大学院の教育研究活動の評価は“5年以内ごと”に受けることになる。認証評価機関としては現在(17年1月)、次のような機関があげられている。

大学の評価；(独立行政法人)大学評価・学位授与機構 / (財)大学基準協会

短大の評価；(独立行政法人)大学評価・学位授与機構 / 短期大学基準協会

法科大学院の評価；(独立行政法人)大学評価・学位授与機構 / (財)日弁連法務研究財団

どの認証評価機関の評価を受けるかは各大学に任せられているが、評価結果は公表される。大学は、その評価結果を踏まえて主体的な改善に取り組んでいくことになる。各申請者の設置計画に基づく審査によらなければならない設置認可制度だけでは、実効ある大学の質保証としては必ずしも十分ではなく、大学の自主性・自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図るためにも、第三者評価制度の役割は極めて重要だとしている。

なお、認証評価制度とは別に、学校教育法や大学設置基準などの法令違反の状態にある大学については、“緩やかな措置”から“厳しい措置”まで(改善勧告 変更命令 内部組織の廃止命令 学校の閉鎖命令 <16年度；短大2校に対し解散命令>)を文部科学大臣が段階的に講じることができるよう、制度が設けられている。

**Q 9** : 「事前規制から事後チェックへ」で、“質”保証は確保できるのか。

＝ 「事後チェック」“だけ”では限界。一定の「事前関与」も必要

**A 9**

大学の“質”保証の仕組みについては、これまで見てきたように「事前規制から事後チェックへ」という考え方に立って、様々な取組みが進められている。大学設置の「届出制」と併せて、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する「第三者評価制度」の導入もこの考え方に立ったものだ。

しかし、“質”に関する国際的な通用性や信頼性を確保し、内外の学生保護を図っていくためには、最低限の“事前関与”として「設置認可制度」は不可欠だとしている。教育サービスについては、一般の学生にとってその内容の良し悪しを予め評価することは難しく(情報の非対称性) かけがえのない時間を空費させ、経済的な損失を与えてしまうことになりかねないと指摘。一般のモノと同じように、「市場原理の下、消費者の自由な選択と自己責任にゆだねる」という考え方をそのまま適用することは適当ではないとしている。留学生交流を進めていく上でも、学位や単位の通用性は益々重要となり、ひとたび我が国の大学の信用が失墜するような状況になれば、その回復は容易ではないとしている。

世界的にも、「設置認可」と「設置後の第三者評価」との双方の組合せが一般的だという。そして、両者の適切なバランスを確保することが基本的に重要だとしながらも、第三者評

価制度は緒についたばかりであり、また、制度上、設置から評価までの時間的な空白は避けられず、その間のリスクを在学者のみに負わせることは適当ではないともいう。

一方で、「設置認可制度」は大幅に弾力化されており、「届出制」の導入の影響などを今後検証していくことが求められている。一部私立大学の問題発生を契機に、設置審査が不十分だったのではないかという批判も生じている。

こうしたことから、「事前規制と事後チェック」とのバランスに留意しつつ、“質”保証の最低限の関与として「設置認可制度」を的確に運用していくことが大切だとしている。

## 解 説

### < 需要と供給のアンバランス >

少子化・受験生数減が進む中、規制緩和の名のもとに大学設置認可制度も大幅に緩和され、公・私立大学の 신설、学部・学科の新增設が続いている。過去 10 年間(平成 6 年～16 年)の大学数(四年制大)を見ると、公立大が 32 校(66.7%)、私立大が 136 校(33.5%)も増えている(図 2 参照)。

その一方で、私立大では約 3 割が入学定員割れ(16 年度 ; 155 大学、29.1%)状態で、平成 19(2007)年には大学・短大の志願者数と入学者数とが一致する“全入”時代を迎えるという(図 3 参照)。正に“需要(受験生数、学生数)”と“供給(募集枠、大学数)”のアンバランスの様相を呈している。学生獲得を目指した大学間の過当競争、経営破綻といった、“大学淘汰の時代”が目前に迫っている。

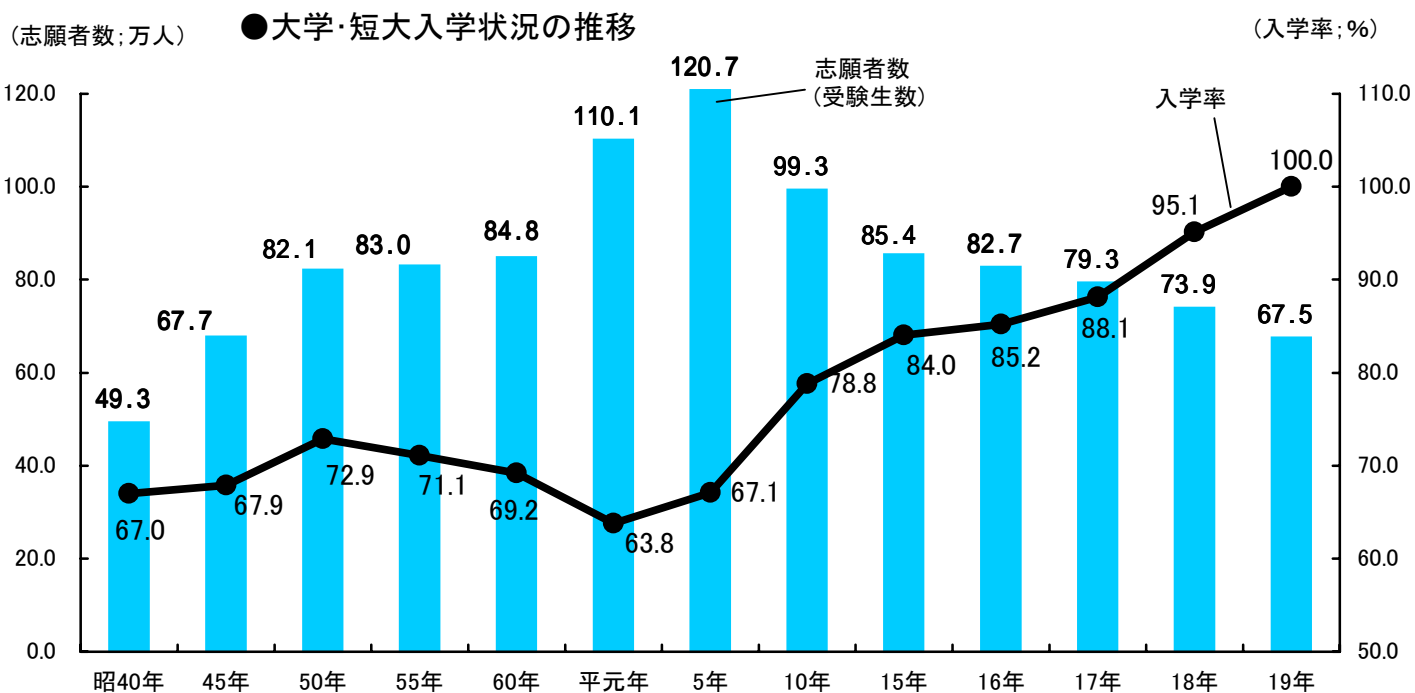
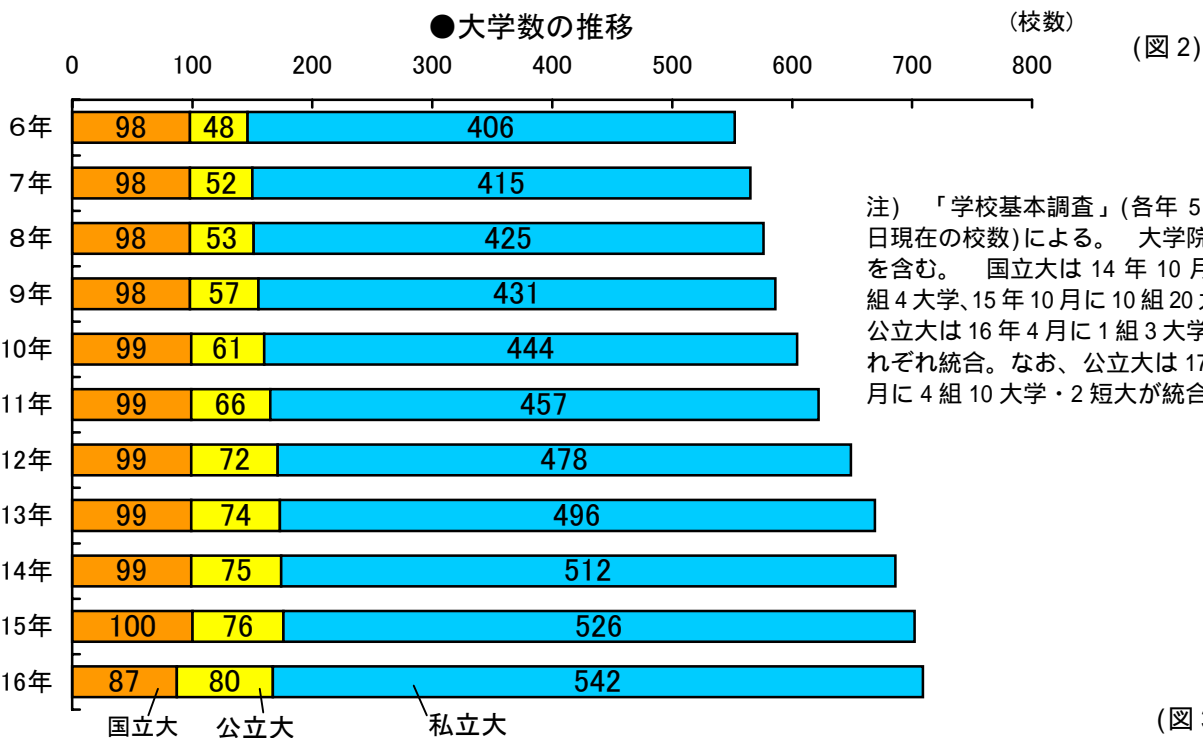
### < 今後の課題 >

こうした状況下では、「大学の質保証」と、破綻処理に伴う「学生の保護」が大きな課題となる。

「大学の質保証」については、様々な取組みがなされているが、それらの多くは「大学」という“機関”(いわば“器”)を対象としているように見える。“質”保証には様々な整備が必要で、学生の学力低下が問題視されている現在、最大の課題は、“学生の質”(中身)保証ではなかろうか。かつて、「学生の質保証」は、高校までの教育課程と入学者“選抜”(入試)によって普遍的に担保されていた。しかし、「ゆとり教育」に裏打ちされた高校教育と、少子化・大学(募集枠)拡大による受験環境の緩和は、「学生の質保証」を極めて危うくしている。“グローバル・スタンダードに見合った学生”の質保証をどうするか。この点については、現在審議中の中教審大学分科会の『我が国の高等教育の将来像』においても、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にした適切な入試とともに、教育に関する方針(カリキュラム・ポリシー)や卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を求めている。

次に「学生の保護」、つまり大学の破綻によって生じる在学生の処遇問題については、文科省も以前から私立大(学校法人)の経営破綻にどう対処するか、内部で検討している。また、

上記の中教審大学分科会でも、経営困難に陥った際には、「在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのための関係機関の協力体制を作っておくことが必要」と、破綻処理の方策を求めている。文科省も現在、在学生の就学確保を第一義とした破綻処理の方策を検討している。



注. ①志願者数は受験生数で実数。入学率=入学者数/志願者数。16年までは「学校基本調査」資料、17年以降は試算値(中教審大学分科会資料)。②19年には志願者数(67.5万人)と入学者数とが一致し、入学率100%("全入")と予測。